

公募公告

「大学生のエコラーニング事業」の業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、受託候補事業者を選定するため、次の通り公告する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める業務（以下「本業務」という。）

(1) 業務名

大学生のエコラーニング事業業務委託

(2) 業務内容

大学生のエコラーニング事業業務委託 企画提案募集要領（以下「募集要領」という。）を参照

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

(4) 提案上限額

金 2,486,000 円（消費税および地方消費税を含む）

2 参加要件

この企画提案に応募できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 県内に事業所を有していること。
- (2) 大学生のエコラーニング事業企画提案公募要領に定める企画提案書の提出時点において、福井県競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にあるものでないこと。
- (5) 県税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 応募に必要な手続き

募集要領を参照

4 受託者の選定・契約等

募集要領を参照

5 問い合わせ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県エネルギー環境部環境政策課内 環境計画推進グループ

電話 0776-20-0301 (直通)

FAX 0776-20-0734

(土・日・祝日を除く8時30分から17時15分まで)

電子メール kankyou@pref.fukui.lg.jp

※募集要領等は、以下の環境政策課のホームページからダウンロードすること

アクセス先 <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kankyou/>